

秩父市秩父聖地公園墓所設備工事登録店要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秩父聖地公園（以下「聖地公園」という。）の利用者が墓碑、形像類その他の工作物を新設し、若しくは改修し、又は植樹等をしようとするときは、市長が指示する者（以下「登録店」という。）に施工させ、聖地公園管理の適正化と利用者の利便を図ることを目的とする。

(登録要件)

第2条 登録店の登録は、次に掲げる者のうちから市長がこれを登録する。

- (1) 墓石の加工、販売及び工事を業務としている者
- (2) 秩父市やすらぎの丘条例（平成17年秩父市条例第186号）（以下「条例」という。）及び秩父市やすらぎの丘条例施行規則（平成17年秩父市規則第137号）（以下「規則」という。）に適合した工事のできる者
- (3) その他市長が特に認めた者

(登録申請)

第3条 登録店の登録を受けようとするものは、聖地公園墓所設備工事登録店（継続）申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 登録審査は、当該申請書及びその添付書類、その他資料を基礎として行うものとする。

(登録店証の交付)

第4条 市長は登録店の登録をしたときは、聖地公園墓所設備工事登録店証（以下「登録店証」という。）（様式第2号）を交付する。

- 2 登録店は、登録店証を他人に譲渡又は貸与してはならない。
- 3 登録店証を亡失したときは、直ちにその旨を市長に申し出なければならない。
- 4 登録店証をき損したときは、登録店証を添えて再交付の申請をしなければならない。

(登録の有効期間)

第5条 登録店の登録は、随時これを行い、有効期限は登録の日から2年以内とする。

(継続登録申請)

第6条 引き続き登録店の登録を受けようとする者は、登録期間満了の1月前に聖地公園墓所設備工事登録店（継続）申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(標示)

第7条 登録店は、店舗の見やすいところに登録店証を掲げなければならない。

(工事の着手等)

第8条 登録店は、聖地公園墓所利用者から聖地公園墓所工事の申し込みのあったときは、規則第13条に定める聖地公園内工事着手届を徴し市長に提出し承認を受けなければ工事の着手をしてはならない。

第9条 登録店は、市の指示する施工方法で誠実に工事を施工しなければならない。

第10条 登録店は、下請人をして工事を施工することができる。ただし、下請人をして工事を施工する場合は、聖地公園墓所設備工事下請人届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(登録の取消)

第11条 市長は、登録店が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録店を取り消しすることができる。

- (1) 条例及び規則に違反したとき。
- (2) 墓所利用者より不当な利益を得て損害を与えたとき。
- (3) その他、市長が不相当と認めたとき。

2 登録の取消後2年間は、新規の登録はできないものとする。

(その他)

第12条 この要綱の施行に関し、その他必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。